

平成28年3月 真鶴町教育委員会定例会要旨 会議録

期 間： 平成28年3月29日（火） 午後2時より

場 所： 真鶴町国民健康保険診療所会議室

出席者： 津田博委員長、脇山亜子委員長職務代理者、
玉邑恵子委員、草柳栄子委員、牧岡努教育長
岩倉みどり教育課長、大竹建治係長
書記：小野真人主査、片山武丸主事補

欠席者： なし

傍聴者： なし

議事

1 開会

教育委員長より、開会あいさつ

2 教育長の報告

(1) 学校教育に係る部分について

- ・園・学校の様子に関する事
- ・児童生徒指導に関する事
- ・学校の安全に関する事
- ・その他

(2) 生涯学習に係る部分について

- ・スポーツ・文化事業に関する事
- ・青少年指導に関する事
- ・文化施設に関する事
- ・その他

3 協議事項

(1) 重要伝統文化行事保護規則について

課 長 資料1をご覧ください。第1条は規則の目的でございます。真鶴町教育委員

会では、真鶴町内に所在する文化財のうち、文化財保護法及び神奈川県文化財保護条例による指定を受けているもの以外で、保護の価値ある文化財と認めるものは、真鶴町指定重要文化財に指定することができるとしていますが、創始や沿革が不明で、また、歴史が浅いなどの理由により、真鶴町指定重要文化財として、指定ができない文化的行事の保護や継承を促進していくために、「真鶴町重要伝統文化行事保護規則」を新たに制定するものです。

それでは、規則の内容を説明させていただきます。

第1条は、規則の目的を規定したもので、真鶴町の地域に根付いている伝統文化行事を正しく伝承し、次世代の育成とともに文化を育て、魅力あるまちづくりに資するために、伝統文化行事の保護に関し必要な事項を定めることを目的としています。

第2条は、伝統文化行事の定義を規定したもので、真鶴町の地域住民にとって、なくてはならない伝統文化行事を指し、これを伝承・保護していくため、真鶴町教育委員会は、真鶴町重要伝統文化行事を指定し、その保護に努めることとするとしています。

第3条は、指定の申請については、各様式に必要事項を記載し提出しなければならないと規定しています。

第4条は、指定に関する規定です。真鶴町内に所在する文化行事のうち、真鶴町文化財保護条例の指定を受けているもの以外で、地域に根付いている固有の伝統文化行事等を、町民共有の貴重な財産として「真鶴町重要伝統文化行事」に指定することができるとしています。

第2項は、指定するときは、真鶴町文化財審議委員会に諮り決定するものです。

第3項は、指定を受けた伝統文化行事に対し、教育委員会は「真鶴町重要伝統文化行事指定書」を発行し、申請者または申請団体等へ交付すると規定しています。

第4項は、指定を受けた伝統文化行事が、後継者不足等の事由により存続が危ぶまれる現況時には、申請者または申請団体等は教育委員会に「真鶴町重要伝統文化行事指定解除申請書」を提出しなければならないと規定しています。

第5項は、解除申請の手続きを行った申請者または申請団体等は、教育委員会と協議のうえ審議会に諮り、指定を取り消すことができるとしています。

第5条は、町の責務を規定したもので、真鶴町及び教育委員会は、永きにわたり町民により継承されてきた伝統文化行事を保護し、真鶴町の誇りとして後世に残し守り育てていくことに協力しなければならない。また、真鶴町及び教育委員会は申請者または申請団体及び伝統文化行事の活用を行う町民やその関係団体と連携し、協働により保存・活用に努めることとするものです。

第6条は、行事参加者の理念を規定したもので、「真鶴町重要伝統文化行事」として指定された伝統文化行事の保存団体及び申請者または申請団体等

は、町の文化行事として誇りを持って継承していく責務がある。また真鶴町の未来を担う世代の育成に努めるものとするとしています。

第7条は、財政上の措置で、町は町民との協働により伝統文化行事の伝承を図り、町の活性化に資するため、指定を受けた関係団体等に町の予算の範囲内において、財政上の措置を講じるよう努めるものとするとしています。

第8条は、補助金交付の申請規定で、指定を受けた関係団体のうち、補助金の申請を希望する関係団体等は、真鶴町補助金の交付等に関する規則に定められた補助金等交付申請書に必要書類を添え、教育委員会に提出しなければならない。第2項は、前項に定めた補助金の交付については、規則に準ずるものとするとしています。

第9条その他です。この規則に定めのない事項は、教育委員会が別に定めると規定しています。

附則です、この規則は、平成28年4月1日から施行するものです。以上ご審議よろしくお願ひいたします

委員長 町の伝統文化行事の保護のために規則を定めるという事ですが、ご意見ご質問がありましたらお願ひいたします。付属資料の部分では、岩地区の夏祭りの登録や保存の関係が基となりできた規則だという事ですが、いかがでしょうか。現在のところ、他に指定対象に上がっているものはありますか。

係長 燈籠流しやどんど焼きが継承されるべきだと考えていますので、関係者に投げかけを行いたいと思います。

委員長 無いようでしたら承認という事でよろしいでしょうか。ご賛成の方は挙手をお願い致します。

全委員 (全員挙手)

委員長 全員一致ということでよろしくおねがいします。4月1日から施行ということです。

(2) 真鶴町立学校の体育施設開放に関する規則の一部改正について

課長 資料2をお願ひいたします。

真鶴町立学校の体育施設の開放に関する規則の一部改正についてです。改正箇所は、第10条利用の許可です。現行の規則では、学校体育施設の開放を利用しようとする者は、利用月の前月20日までに、学校体育施設開放利用許可申請書を教育委員会に提出しなければならないとなっております。提出された申請

書は21日以後に、使用日の確認を、各学校へ行ったのちに決定していますので、使用決定から使用日までの期間が短いという問題が生じることもあり、提出期限を前月の15日に改正することにより利用者へ配慮するものです。

ご承認のほどよろしくお願いいたします。

委員長 日数的にゆとりを持たせるという事ですね。ご質問はありますか。
改正について異議のない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

委員長 ありがとうございます。

(3)真鶴町立学校等文書取扱規程の一部改正について

課長 資料3の新旧対照表で行います。
規程でございます。学校での事務文書管理の実態に即した内容での改正となります。資料3の右側が旧（改正前）、左側が新（改正後）で、下線部分が変更をする部分です。別紙の年度及び年月日については記載がなくても、文書の取扱に支障をきたさないため今後削除していきます。表の方ですが、中分類の5教務1指導01庶務一般「自習計画」を「補填計画」に改めます。
以上2点が学校等文書取扱規程の改正の部分です。よろしくご承認の程お願いいたします。

委員長 ご質問よろしいでしょうか。異議のない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

委員長 はい。ありがとうございます。

(4)平成28年度真鶴町の教育基本方針・重点施策（案）について

課長 資料4をご覧ください。1月の定例会で学校教育、2月では社会教育の部分をご協議いただきました。頂いたご意見を基にまとめたものになります。1枚目は基本方針、2枚目に重点政策を記載しております。今回皆様にいただいたご意見を反映させて、来年度の基本方針・重点政策とさせていただきます。改めて再度ご検討をお願いします。

